

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）145条1項及び東京都都税条例（昭和25年東京都条例第56号。以下「条例」という。）65条の規定に基づく各自動車税賦課処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成30年3月12日付けでした、自家用乗用車（以下「本件自動車」という。）の自動車税に係る平成27年度賦課処分及び平成28年度賦課処分（納期限はいずれも平成30年4月2日。課税額はいずれも51,700円）（以下「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるというものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下に示すとおり、本件各処分に係る自動車税の納税義務はないと主張する。

- 1 請求人は、前所有者の遺産相続を放棄している。
- 2 本件名義変更手続は、請求人が都税事務所に相談し、同事務所の職員から本件自動車に自動車税を賦課されないよう指導された方法で行っている。そのような指導を受けた理由は、請求人が本件自動車を所有する

に至った経緯にある。すなわち、前所有者の死亡後、前所有者の友人（母方の叔父という者）が、本件自動車の名義を変更した上で使用したいと述べ、本件自動車、相続関係書類及び本件自動車の名義変更に関わる書類を持って行ったところ、当該友人が死亡したことから、警察からの求めに応じて、請求人が本件自動車を引き取るに至ったためである。

3 請求人は、前所有者死亡時点から平成29年3月までの間、本件自動車を使用したことはない。

また、請求人及び前所有者の遺族は、処分庁から、本件各処分に係る通知書ないし資料の送付を受けたことはない。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年10月23日	諮問
平成30年12月26日	審議（第28回第2部会）
平成31年 1月15日	審議（第29回第2部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

##### (1) 自動車税の課税客体及び納税義務者

自動車税は、自動車に対し、主たる定置場所在の道府県において、

その所有者に課するとされている（法145条1項、条例65条）。なお、法において、道府県に関する規定は都に準用するとされており、「道府県税」、「道府県知事」等とあるのは、「都税」、「都知事」等に、それぞれ読み替えるとされており（法1条2項）、都の区域に主たる定置場を置く自動車に対しては、都において、その所有者に自動車税を課することとなる。

自動車税の課税客体である自動車とは、車両法の適用を受ける自動車をいい、通常道路において運行する自動車をいうのであるから、その具体的認定に当たっては、車両法4条の規定による登録の有無によっても差し支えないものであるとされている（「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」（平成22年4月1日付総税都第16号（全部改正）総務大臣通知。以下「取扱通知」という。）第10・1）。また、「主たる定置場」とは、自動車を使用しない場合において、主として自動車を止めておく場所であり、登録自動車については、車両法6条の自動車登録ファイルに登録された使用の本拠の位置をもって主たる定置場とするとされている（取扱通知第10・2）。

## (2) 自動車税の税率

自動車税の税率は、総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下の自家用の乗用車については、年額45,000円とされている（法147条1項1号ロ(4)、条例67条1項1号ロ(3)）。

ただし、上記自家用自動車のうち、平成18年3月31日までに新規登録を受けたガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車については、新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度以後の年度分の自動車税は、51,700円とすることとされている（法附則12条の3第1項1号、条例附則7条1項1号）。

## (3) 自動車税の減免

下肢又は体幹に障害を有し歩行が著しく困難な者その他の規則で定める者（以下「下肢等障害者」という。）が所有する自動車又は生計を一にする者が下肢等障害者のために所有する自動車で、下肢等障害者が自ら運転するもの又はその者と生計を一にする者が下肢等障害者のために運転するものであって、知事において必要があると認めるものに限り、その者の申請によって自動車税を減免するとされ（条例 83 条 1 項）、前項の規定によって自動車税の減免を受けようとする者は、所定の事項を記載した申請書を知事に対して提出するとともに身体障害者手帳等及び運転免許証を提示しなければならないとされ（同条 2 項）、第 1 項の規定は、普通徴収に係る自動車税にあつては当該年度の納期限までに第 2 項の申請があつたものについて適用するとされ（同条 3 項、条例 82 条 2 項）、自動車税の納税者が前年度において第 1 項の規定により減免を受けた場合で、当該年度の賦課期日において、第 2 項に掲げる事項に異動がないと知事が認めるときは、当該年度の納期限までに第 2 項の申請書の提出があつたものとみなして第 1 項の規定を適用するとされている（条例 83 条 4 項）。

条例 83 条 1 項の規定による自動車税の減免の適用については、下肢等障害者一人につき一台の自家用の自動車に限るものとし、当該減免の額は、条例 83 条 1 項の規定による減免適用前の税額又は 45,000 円のいずれか少ない金額とするとされている（条例施行規則 28 条の 11 第 2 項）。

#### (4) 自動車税の賦課期日及び納期

自動車税の賦課期日は、4 月 1 日であるとされている（法 148 条、条例 68 条）。

自動車税の納期は、5 月 1 日から同月 31 日までとされている。ただし、賦課期日後に納税義務が発生し、若しくは消滅した場合又は課税洩れその他特別の事情がある場合の普通徴収に係る当該自動車税の

納期は、納税通知書に定めるところによるとされている（法149条、条例69条）。

(5) 自動車税の徴収の方法

自動車税の徴収は、普通徴収（徴税吏員が納税通知書を当該納税者に交付することによって地方税を徴収すること。法1条1項7号）によるとされ、普通徴収の方法により徴収しようとする場合において納税者に交付すべき納税通知書は、遅くともその納期限前10日までに納税者に交付しなければならないとされている（法151条1項及び2項、条例71条の3第1項）。

(6) 民法の定め

ア 相続は、死亡によって開始するとされ（民法882条）、被相続人の子は、相続人となるとされている（民法887条1項）。

イ 相続人は、相続開始の時から、被相続人に属した一切の権利義務を承継するとされている（民法896条）。なお、共同相続人の間で遺産分割の協議が調った場合の遺産分割の効力も、相続開始の時から開始するとされている（民法909条）。

ウ 相続人は、自己のために相続の開始があったことを知ったときから三箇月以内に相続の放棄をしなければならないとされ（民法915条1項）、相続の放棄をしようとする者は、その旨を家庭裁判所に申述しなければならないとされている（民法938条）。相続の放棄をした者は、その相続に関しては、初めから相続人とならなかったものとみなされる（民法939条）。

(7) 車両法の定め

ア 自動車は、自動車登録ファイルに登録を受けたものでなければ、これを運行の用に供してはならないとされている（車両法4条1項）。

イ 登録を受けていない自動車の登録（以下「新規登録」という。）

を受けようとする場合には、その所有者は、国土交通大臣に対し、車名及び形式等の事項を記載した申請書に、国土交通大臣が定める区分により、当該自動車の所有権を証明するに足るその他の書面を添えて提出し、かつ、当該自動車を提示しなければならないとされている（車両法7条1項）。

ウ 新規登録を受けた自動車（以下「登録自動車」という。）について、所有者の変更があったときは、新所有者は、その事由があった日から15日以内に、国土交通大臣の行う移転登録の申請をしなければならないとされている（車両法13条1項）。

エ 登録自動車の所有者は、前2条に規定する場合（永久登録抹消及び輸出登録抹消）を除くほか、その自動車を運行の用に供することをやめたときは、一時登録抹消の申請を行うことができるとされている（車両法16条1項）。

オ 自動車は、車両法5章に定めるところにより、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならないとされ（車両法58条1項）、登録を受けていない4条に規定する自動車を運行の用に供しようとするときは、当該自動車の使用者は、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行う新規検査を受けなければならないとされている（同法59条1項）。新規検査の申請は、新規登録の申請と同時にしなければならないとされており（同条2項）、国土交通大臣は、新規検査の結果、当該自動車が保安基準に適合すると認めたときは、自動車検査証を当該自動車の使用者に交付しなければならないとされている（同法60条1項）。自動車検査証の有効期間は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車その他別に定めるもののほか、2年とするとされている（同法61条1項）。

## 2 本件各処分について

(1) 請求人は、前所有者の長男であり、前所有者が平成27年2月7日に死亡したことにより、その死亡の時点から、前所有者の権利義務を承継するものである（第6・1・(6)・イ）。そして、本件自動車については、平成29年4月3日付けで、前所有者から請求人に対して移転登録がされている。そうすると、本件各処分の賦課期日である平成27年4月1日ないし平成28年4月1日における本件自動車の所有者は、請求人であるというほかはない。

なお、登録自動車に係る抹消登録は、その自動車の運行の用に供することをやめたときに行われるものであると解される（参照1・(7)・エ）ところ、本件自動車については、請求人により平成29年4月3日付けで一時抹消登録が行われるまで、抹消登録（一時抹消登録、永久抹消登録及び輸出抹消登録）が行われたとみるべき事実は認められない。そうすると、本件自動車については、平成27年度及び平成28年度の自動車税の賦課期日において、「運行の用に供することをやめた」状態にあったということとはできない（1・(4)並びに(7)・アないしウ及びオ）。したがって、本件自動車は、平成27年度及び平成28年度の自動車税の賦課期日において、車両法4条の規定に基づく登録のある自動車として、法145条1項及び条例65条の規定に基づく自動車税の課税客体である自動車に該当するといえる（1・(1)）。

(2) 本件自動車は、平成12年3月16日付けで新規登録された、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる総排気量2.45リットルの自家用乗用車であり、本件各処分の相当年度が新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度以後に当たるものであり、かつ、請求人から、本件自動車について、自動車税の減免に係る申請が提出されていると認めることはできないことから、本件自動車に適用される自動車税の税額は51,700円であるといえる（1・(2)及び(3)）。

(3) 本件各処分については、処分庁から、その納期限（平成30年4月2日）から10日以上前である同年3月12日に発付され、請求人は同年3月20日に本件各処分があったことを知ったと審査請求書の補正書（同年7月5日付け）に記載している。

また、前所有者に対する本件自動車に係る先行処分は、本件各処分と同日付けで処分庁により取り消されている。

(4) 以上のことからすれば、本件各処分は、いずれも1の法令等の規定に則ったものであることが認められ、これを取り消すべき違法又は不当な点があるということとはできない。

3 請求人は、上記（第3）のとおり主張する。しかしながら、上記2に示したとおり、本件自動車は、上記各賦課期日において、請求人の所有に属するものであり、かつ、運行の用に供することができるものであることから、本件各処分を取り消すべき違法又は不当な点を認めることはできない。したがって、請求人は、本件各処分に基づく自動車税の課税義務を免れることはできないというほかはない。

これに対し、請求人は、前所有者の権利義務の相続を放棄しており、本件自動車に係る自動車税の納税義務はないと主張する。しかしながら、請求人が前所有者の権利義務に係る相続の放棄をしたと認めるべき証拠はなく、請求人の主張を採用することはできない。

また、請求人は、本件名義変更手続は、都税事務所の職員から請求人に自動車税を賦課されないよう指導された方法で行ったものであると主張する。しかしながら、本件名義変更手続（平成29年4月3日付け）が行われたとしても、平成27年度及び平成28年度の自動車税の賦課期日において課された本件各処分の効力を覆すものとはならないことは、上記2に示したとおりであるから、請求人の主張を採用することはできない。

その他、請求人は、本件各処分が違法・不当であるとして、さまざま



な主張を行っているが、そのいずれも、本件各処分の取消理由とはなりえない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来